

新潟市介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金Q & A

Q:事業所単位での申請はできないのか？

A:本補助事業は、法人単位を補助対象としたものです。

Q:介護福祉士などの資格取得において、通信教育を受ける場合などで、年度をまたがって受講する場合の取扱いはどうなるのか？経費は一括して前納で令和5年度中に納めている。

(例) 受講期間:令和7年11月1日～令和8年4月30日(6か月間)

受講料 : 令和7年10月10日に一括で支払い済み

A: 補助事業実績報告書を翌年3月31日までに提出する必要があることや、補助金交付要綱第9条に規定されているとおり、「補助事業が完了したとき」ということを勘案して、令和7年度中に支払ったものを按分して補助対象とします。上記の場合は、5か月分(例: 令和7年11月1日～令和8年3月31日の5か月間) / 6か月分を補助対象とします。

Q:資格取得のための受験料は補助の対象となるのか？

A: 資格取得の一環であり、法人が受験料を支払っていれば、補助の対象となります。

Q:申請書類は持参しなければならないか？

A: 郵送でも結構です。

この場合、法人の担当者及び連絡先が分かるようにしてください。

Q:市が経費を負担する事業で研修参加費を市に支払った場合とはどういうことか？

A: 高齢者支援課で所管している研修などで、市が委託料などの経費を支払って実施する事業で、参加経費を市に支払う研修費については、その経費を市の補助対象とすることは、市に支払う経費を市の補助金でみることとなることから、補助対象とすることはできません。

Q:補助申請額より実績で多くなるような場合はどうしたらよいのか？

A: 上限額未達の申請で、実績が多くなる場合は、必ず事前に相談ください。予算の状況を勘案して、変更決定するかどうか判断します。

Q:3万円以上の物品は対象とならないのか？

A: この補助制度では、研修に係る必要最低限の部分を補助することを目的としているため、3万円以上の物品については、補助対象としていません。

Q:管理職が一般の介護職員に混じって一緒に受講する場合の取扱いはどうなるのか？

A: 管理職等のみを対象とした研修や資格取得について除外しているものであり、一般の介護従事者に混じって事業所全体として取り組む研修まで、補助対象外とするものでありません。